

### FPオフィス Life & Financial Clinic (LFC)

#### ■アフターコロナの家計、意図的戦略から創発的戦略へ



(東京都・Zoom：令和2年12月撮影)

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年(2020年)は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、経済活動の自粛により、企業業績や個人消費が大きく落ち込みました。進学や就職、結婚、出産、転居、予定していた旅行など、ご自身・ご家族のライフプランに大きな影響を受けた方もいらっしゃるでしょう。一方で、テレワークやキャッシュレス決済など、新しい生活様式が急速に進んだ1年であったように感じます。

大学で、企業経営の科目を担当していることもあり、経営関係の書籍を読む機会が増えています。経営分野では、よく戦略という言葉が使われます。経営戦略とは、「企業が競争環境の中で、持続的に発展していくための方針や戦略」と定義されています。従来型の戦略論では、戦略をあらかじめ設定された目標と現状とのギャップを埋めるための具体的な打ち手と捉えます。従って、戦略策定には明確な目標の設定が必要です。家計に置き

換えると、目指す人生を描き、実行計画としてライフプランに落とし込むことに似ています。このように十分に検討し、策定された戦略を意図的戦略と呼びます。

最近では、意図的戦略に対し、創発的戦略が注目されています。創発的戦略では、当初想定していなかった環境変化に柔軟に対応し、計画していた戦略を変化させながら環境に適応した戦略行動をとります。環境変化を敏感に捉え、分析した上で目標達成のために、随時修正の意思決定を行います。ライフプランを作成しても、「計画通り行かないので意味がない」と考える方もいらっしゃると思います。それは、私たちが、「計画通りに物事を進めることが正しい」という考え方に、長年習慣づけられているからです。実際には計画通りに進むことの方が少ないので、「計画は意味がない」と考えるようになるのでしょう。著名な経営学者のミンツバークは、「戦略とは計画的に策定されると同時に創発的に形成されなければならない」と述べています。家計に置き換えると、意図的戦略をベースとしたライフプランを持ちつつ、環境変化に合わせた創発的戦略(ライフプランの修正)をしていきます。経営学の小難しい理論も、私たちの家計に置き換えると、当たり前のことと捉えることができます。先の読めない世の中だからこそ、創発的戦略のベースとなるライフプランを持つことの重要性が増していると思います。

FPオフィス Life & Financial Clinic  
ファイナンシャル・プランナー

平野 泰嗣 平野 直子

#### ■テレワークで増えた自由な時間、何に使う？

コロナ禍における新しいワークスタイルとして、テレワークが注目されました。東京都が行ったテレワーク導入実態調査(従業員30人以上の企業が対象)によると、都内企業におけるテレワークの導入率は57.8%で、2019年度の調査(25.1%)と比べて2.3倍に増加。今後予定している企業も16.4%となっていて、テレワークはさらに拡大するでしょう。テレワークの導入効果として、「通勤時間の削減(91.3%)」や「非常時の事業継続(88.0%)」、「育児(68.7%)」、「介護対応(44.1%)」など、働き方改革や危機管理に関して、テレワークの導入効果を実感しているという回答が上位を占めています。

ところで、通勤時間と幸福度の関係に関してさまざまな調査があります。総じて、通勤時間が短いほど、幸福度が高いという結果です。スイスの研究者の発表では通勤時間が1時間の人の場合、職場に歩いて通勤できる人と同じ程度の幸福度を得るにはその人よりも40%以上のお金を稼がなければならないとのこと。総務省の社会生活基本調査によると、日本全国の平均通勤時間は、片道39分、往復1時間19分です。

テレワークによって、プライベートとビジネスが上手く切り分けられなかったり、Web会議など慣れない仕事の仕方などで何かとストレスが貯まりやすいかもしれませんが、通勤時

間がなくなった分、自由に使える時間が増えたと前向きに捉えることもできます。皆さんは、増えた自由な時間をどのように使っていますか？「自由な時間とその使い方」に関する意識調査(株レポ)によると、「睡眠(41.6%)」という回答が最も多く、以降「趣味(37.9%)」「運動(34.4%)」「家族との団欒(28.8%)」と続きます。回答をみると、健康的な生活に資する項目が多く、テレワークによって幸福度が増すことが期待できます。調査の回答は、「自己投資(23.7%)」、「読書(19.1%)」と続きます。テレワークに少し慣れた今、少し先を見据えて、自己投資や読書に時間とお金を回すことを考えても良いかもしれません。



#### ◆お届けする内容◆

- ・アフターコロナの家計、意図的戦略から創発的戦略へ
- ・テレワークで増えた自由な時間、何に使う？
- ・家計におけるポイント消費が増加、ポイントも貯蓄から投資へ
- ・2021年改正カレンダーで、暮らしの楽
- ・遺産分割や遺留分に影響を与えない生前贈与の方法
- ・コロナ禍の家計の見直し、増えた支出と減った支出

- ・2020年下半期のLFCの活動報告
- ・LFC、お勤めの相談メニューの紹介





# 投資初心者・若者にお勧めするポイント投資とは？

## ■家計支出におけるポイント消費が増加、ポイントも貯蓄から投資へ!?

コロナ禍で、ネットショッピングやキャッシュレス決済を通じて、ポイントを貯める機会が増えてきました。現金や振り込みの支払い以外は、何らかの形でポイントが付きますので、年間で数万円単位でポイントを獲得する計算になります。これまで、貯まったポイントは、商品と交換するか、買い物をして消費するしか使い道はありませんでした。ところが、最近では、貯めたポイントを運用するサービスが急速に増えています。いち早くポイント投資の提供をはじめたのは、クレディセゾンで2016年12月に「永久不滅ポイント運用サービス」をスタートさせたのを皮切りに、参入が相次いで、投資初心者や若者など新規顧客獲得のため、競争が激化しています。

### ●ポイント運用の種類

ポイント運用は、手持ちのポイントを使って投資体験ができるサービスで、ポイント投資型とポイント運用型に分類されます。ポイント投資型は、ポイントを現金化し、株や投資信託を実際に売買する投資方法です。ポイント運用型は、ポイントを現金化せず、運用コースを選択して運用します。ポイント投資型は、サービスを導入している証券会社に口座開設をする必要がありますが、ポイント運用型は、面倒な口座開設手続きをすることなく、投資を疑似体験できるというメリットがあります。

### ●4大ポイントは全てポイント投資が可能

ネットエイジアによる「日本人のポイント活用に関する調査2020」(20-40代の男女が対象)によると、利用しているポイントサービスは、上位からTポイント(65.7%)、楽天ポイント(60.2%)、Pontaポイント(46.6%)、dポイント(34.8%)になっています。TポイントはSBI証券、楽天ポイントは楽天証券、Pontaポイントはauカブコム証券、dポイントはSMBC日興証券(ダイレクトコース)で、ポイント投資ができるようになっています。

### ●投資対象・投資金額は？

サービスを提供する証券会社によって異なりますが、証券会社が取り扱っている株式や投資信託が対象となり、ポイントを購入代金の全て、あるいは一部に充当することができるようになっています。株式や投資信託を購入するとポイントが貯まるプログラムがある場合、さらにポイント投資が行いやすくなります。

### ●ポイント投資(株式・投資信託)の税金

ポイントを使用して株式や投資信託を購入した場合、ポイント使用相当額はその利用した日の属する年の一時所得の総収入金額に算入します。  
**一時所得の金額 = 総収入金額(ポイント使用相当額) - 収入を得るために支出した金額(※) - 特別控除額(最高 50 万円)**

(※)一般的なポイントの獲得では発生しません

### ●ポイント投資をどう活用する

投資初心者等、これから投資を始める人に特におすすめです。いざ投資をしようと思っても、損するのが怖くて、なかなか始められないという人が多いです。ポイント投資も、投資に違いはないので、元本は減ることはあります。けれども、もともと、タダでもらったポイントと思えば、損することへの心理的抵抗は軽減されます。

### ●ポイント交換とポイントサービスの見直し

ポイントが貯まるという理由で、たくさんのポイントサービスを利用している人も多いでしょう。ポイント交換サービスを利用すると、特定のポイントに交換できるので、ある程度まとまったポイント投資ができます。ただ、やはり手間がかかるので、利用頻度などから、ある程度ポイントサービスは絞った方が良いでしょう。

### ●ポイントも貯蓄から投資へ

国内のポイントサービス市場規模は2兆円を超え、更なる拡大が予測されます。家計におけるポイントも同様に増えるでしょう。ポイントは、生活の余剰資金として、「貯めて使う」のではなく、「投資をしてから使う」に転換することで、生活がより豊かになるのではないかと思います。



## 2021年改正カレンダーで、暮らしの変化を先取りしよう

### ■2021年は、70歳就業に向けた大きな節目の年。

2021年に予定されている暮らしに関わりのある出来事や制度改正をカレンダーにまとめてみました。特にポイントとなる項目について解説します。

#### 【2021年暮らし改正カレンダー】

1月	子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得 みずほ銀行通帳有料化 地震保険料改定 著作権法改正(違法ダウンロード)
2月	基礎控除改正後、最初の確定申告
3月	マイナカード(健康保険証一体化) ダイヤ改正(終電繰上げか?)
4月	70歳までの就業機会の確保措置 雇用形態に関わらない公正な処遇の確保(中小企業)
7月	東京オリンピック(休日の移動: 7/22海の日、7/23スポーツの日、 8/8山の日)
8月	東京パラリンピック
10月	マイナポータル(薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に)



ドの普及状況を見守りたいと思います。

### ●70歳までの就業機会の確保措置

高齢者雇用安定法の改正により、70歳までの就業機会の確保について、事業主に努力義務が課せられるようになります。現行制度では、高齢者の雇用確保のため事業主に対して、(1)65歳までの定年引上げ、(2)65歳までの継続雇用制度の導入、(3)定年廃止のいずれかの措置を講じる義務を設けています。これにより、希望する労働者に対して、65歳までの雇用確保が義務づけられています。今回の改正では、高齢者の就業機会の確保の目標を65歳から70歳に引き上げ、(1)70歳までの定年引上げ、(2)70歳までの継続雇用制度の導入、(3)定年廃止、(4)高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、(5)高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に事業主が関係する社会貢献事業に従事できる制度の導入のいずれかの措置を講じる努力義務が設けられます。65歳まで就業が定着してきましたが、70歳就業に向けて動き出したと言えます。長期に渡る就業を踏まえ、キャリア設計をいかにするかを考えることは、ますます重要になるでしょう。

### ●みずほ銀行通帳有料化

1月18日より、通帳発行手数料を一部有料化。

新規開設口座が対象で、既存口座や70歳以上の人は対象外。各銀行では、個人顧客の口座管理コスト削減のため、ATM手数料の改定や口座管理手数料の導入など検討しています。無駄な手数料を節約するという目的のほか、家計のお金の流れや資産状況を見やすくするためにも、金融機関の口座を見直す良い機会となるでしょう。

### ●マイナンバーカードの健康保険証一体化

昨年、マイナポイントや特別定額給付金の際に話題になったマイナカードですが、健康保険証との一体化の準備が進められています。3月以降、医療機関・薬局で保険証の代わりにマイナカードで利用できるようになる(一部医療機関)ほか、10月には、マイナポータルで薬剤・医療費情報の閲覧が可能になります。そして、2021年分の確定申告(申告は2022年2月以降)から、その情報を利用して、e-TAXで医療費控除が受けられるようになります。運転免許証との一体化も当初より2年前倒しの2025年3月までに実施する予定です。

世界デジタル競争力ランキング2019で、日本は23位。DX(Digital Transformation)が遅れていると言われています。マイナンバーの普及がデジタル化を推進するカギと言えるでしょう。マイナカー

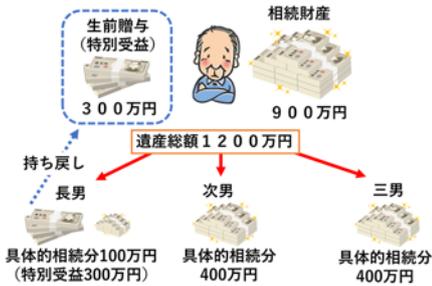


# 特別受益となる生前贈与に注意!



## 遺産分割や遺留分に影響を与えない生前贈与の方法

相続対策の1つとして生前贈与があります。ところが、いざ相続が発生すると、この生前贈与が相続人間で争いの原因になる可能性もあります。今回は、遺産分割において、生前に被相続人から生前贈与(=特別受益)を受けたものがある場合に、その特別受益を相続財産に加えて具体的な相続分の算定を行い、相続人間の公平を図る制度=持ち戻しについて解説します。



### ●特別受益とは

特別受益とは、相続人が被相続人から生前に贈与を受けていたり、相続開始後に遺贈を受けていたり特別に被相続人から利益を受けていること言います。特別受益を受けたものが共同相続人の中にいる場合に法定相続分通りに相続分を計算すると、不公平な相続になってしまいます。そこで民法903条で特別受益がある場合の相続分(「具体的相続分」という)の計算が規定されています。

(1)特別受益を受けていない者

(相続財産+贈与額)×法定相続分=具体的相続分  
(2)特別受益を受けた者  
(相続財産+贈与額)×法定相続分-贈与額又は遺贈額又は両方=具体的相続分

【図】は、長男が300万円の生前贈与を受けた場合の具体的相続分を示したものです。

### ●特別受益の対象となる贈与

特別受益の対象として、民法では遺贈、婚姻・養子縁組・生計の資本としての贈与、と書いてあります。代表的なものとして、事業を始めるにあたり援助を受けた金銭や住宅購入資金などが該当します。教育資金については、兄弟のうち、一人だけ大学に進学したというだけでは特別受益に該当する可能性は少なく、医学部や海外留学など、他の相続人と比べて特に多額な場合は特別受益に該当する可能性は高いです。

### ●持ち戻し免除の制度

被相続人が特別受益を与えた相続人にどうしても多く遺産を取得して欲しいと希望することもあるでしょう。ところが、この持ち戻しが行われると、その希望が叶わなくなってしまいます。その場合、被相続人は、「特別受益の持ち戻し免除」の意思表示をしておけばよいのです。意思表示は、口頭でも良いのですが、証拠が残りません。そこで、贈与時の贈与契約書や遺言書に記載することをお勧めします。

ところで、婚姻期間20年を超えた夫婦間の住宅及び住宅取得資金贈与の非課税制度があり

ます。平成30年の相続法改正において、夫婦間の住宅贈与(金銭は除く)の場合、持ち戻し免除の意思表示をしなくても、意思表示があったものと推定する規定は設けられました。つまり、配偶者への住宅贈与は、遺産分割の対象となる財産から除外されるということです。

### ●遺留分と持ち戻し免除

遺留分は、相続人が最低限受け取れる相続財産を保障する意味合いがあります。従って、特別受益の持ち戻し免除の意思表示がある場合でも、遺留分の計算の基礎に入れる必要があります。実は、この部分も改正になり、相続人に対する贈与であっても、遺留分権利者に損害を与えることを知って行った贈与を除き、その持ち戻しは相続開始前10年以内にされた贈与に限る、とされました。なお、相続人以外に対する贈与の持ち戻しは1年となります。

### ●遺産分割や遺留分に影響を与えない生前贈与の方法

遺産分割や遺留分に影響せず、生前に特定の相続人に贈与を行うためには、持ち戻し免除の意思表示を行う必要があります。また、遺留分では10年の持ち戻し期間があるので、できるだけ早い時期に行うと良いでしょう。

### 【参考】遺言書における持ち戻し免除の条文

第△条 遺言者は、これまでに子供たちに(※)した生前贈与による特別受益の持ち戻しについては、全て免除する。(※特定の人を指定しても良い)

# コロナ禍の家計の見直し、増えた支出と減った支出



## 2021年家計見直しのポイントは、ズバリ通信費!

新型コロナウイルス感染拡大により、家計の支出はどのように変わったのでしょうか。家計調査(総務省)によると、外出や営業自粛などが影響し、2020年5月の消費支出は、一年前に比べ、名目、実質共16.2%と大きく減少。これは比較可能な2001年以降最大の落ち込みです。マネーフォワードが実施した「コロナ禍の個人の家計実態調査」によると、お金の不安を感じている人は48%で、そのうち、53%の人が支出の見直しを実施。支出削減のために、固定費である「携帯電話の乗り換え・プランの見直し」を行った人が19%、「保険の見直し」を行った人が11%。一方、変動費である「食費を節約」した人が73%、「日用品費を節約」した人が63%という結果になり、固定費よりも変動費を節約する傾向が見られました。

また類似の調査として、㈱ネオマーケティングが「コロナ禍の家計の見直しに関する調査」を実施しました。同調査によると、収入(可処分所得)の変化は、「変わらない(74.6%)」、「減った(22.1%)」でした。新型コロナ流行前後を比較す

ると、現在のお金の使い方の変化について、「固定費(毎月支出する費目)が変化(11.5%)」、「変動費(月によって支出の有無がある費目)が変化(29.3%)」、「変わらない(64.5%)」でした。

固定費のうち、増加した費目として「水道・光熱費(73.9%)」、「通信費(33.0%)」が多く、減った費目として「小遣い(32.2%)」、「ジム・運動施設の月会費(20.0%)」となっています。変動費のうち、増加した費目として「普段の食料費(51.2%)」、「デリバリー・テイクアウト(30.7%)」、「日用品(29.7%)」、減った項目として「レジャー旅行費(82.3%)」、「外食費(78.5%)」、「交際費(71.0%)」になっています。世間で言われているように巣籠り支出が増え、外食・交際費・レジャーなどの外出支出が減っています。増えた支出と減った支出があるので、総じて、家計支出にあまり変化しないという印象を持たれている人が多いのではないかと思います。

コロナ禍では変動費を見直す家庭が多かったですが、家計の見直しは固定費からが鉄則で

ず。固定費の代表的なものは通信費です。大手キャリアが新料金プランを発表したのを契機に、通信各社による価格競争が激化しています。2021年は、通信費が家計見直しのポイントです。通信費といっても、携帯(スマホ)だけではなく、固定電話、データ通信、ケーブルTVも対象です。ゼロベースで利用頻度、必要性などを見直して再構築するという視点も重要です。スマホが主流になる中、固定電話が本当に必要か。必要な場合、固定電話番号をスマホで利用できるIP電話サービスもあります。FAXの代わりに画像をメール添付する方法もあります。また、スマホプランのデータ容量の増大化と低料金化により、家庭では光回線やホームルーターでデータ共有し、外出先ではスマホプランのデータを消費するという方法もあります。LFC(国分寺)では、Zoom!によるデータ容量の増加でWiMAXの速度制限がかかるケースが出てきたのを機に、光回線を導入し、通信費全体の見直しを図っています。皆様のご家庭でもぜひ見直しを検討してみてください。



# Web会議システムを利用したインターネットでの相談、好評受付中！



●京橋オフィス：  
広い会議スペースでスクリーンに投影し、面談を行います。



●国分寺相談室：  
アクリル板・空気清浄機を設置し、感染予防を徹底しています。



11月・武蔵国分寺公園でお散歩♪

10月・ハロウインのゲーム



今年は、思いっきり  
外で遊びたいワン！

12月・おうちでヌクヌクお休み Zzz

## ■2020年下半期のLFCの活動報告

コロナに始まり、コロナで終わった令和2年の下半期を振り返ります。

### ●ビジネス

新型コロナウイルスの市中感染状況を見ながら、京橋・国分寺の両相談室で、感染予防対策を徹底し、対面での相談を再開しました。京橋オフィスでは、広めの会議室でスクリーンに投影し、国分寺相談室では、アクリル板の設置、空気清浄機を導入するなど、お客様が安心して相談できる環境づくりに努めています。その結果、例年より多くの方から相談を頂きました。研修・セミナー関係は、クライアント様側で、対面やWebでの開催を控えたため、実施する機会が少なくなりました。

平野泰嗣は、地元の嘉悦大学で企業経営論という科目を担当していますが、全てオンラインで実施することが決まり、ZoomやGoogleフォームの使い方などいろいろ勉強する機会を得ました。資格更新のための研修もオンラインでということになり、自らZoomで行う研修に参加し、講座の流れややり方など参考にしました。対面で行う研修も大切ですが、アフターコロナは、参加しやすさなどが、

オンライン研修の重要度・ニーズが増すのではないかと考えています。

平野直子は、新しいライフスタイル支援の視点で、新たに「ペット共生」分野に取り組んでいます。日本愛玩動物協会が主催する2級愛玩動物飼養管理士試験を受験し、合格しました。趣味(自身の関心ごと)と実益(?)を兼ねていますが、さらに勉強を進めたいと思います。

### ●プライベート

例年なら、デジタルカメラの画像を見ながら、1年の行動を振り返るのですが、レゴとベルの家の中の写真(しかも、ゴロゴロ寝転んでいる写真)がほとんど、お出かけも近くの公園がほとんどでした。GoToキャンペーンも地元の飲食店を応援しようと、イート或少し使ったのもつかの間、あっという間に政府の予算達成で打ち切りとなりました。今まで行く機会がなかったお店を新たに発見するのも楽しみです。感染状況が落ち着いたら、また再開したいと思います。年末年始は、新たに購入したプロジェクタでホームシアターを楽しみます。

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

### FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031  
東京都中央区京橋 1-3-2  
モリイテビル4F オフィス平野  
電話：03-6820-2213 ※変わりました  
メール：info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Webサイトもご覧ください  
<https://www.mylifeplan.net>



セキュリティ対策自己診断

感染防止徹底宣言



### ●顧問FP(38,500円/1年間)

#### 【いつでも相談できるあなたのFP】

お客様の生活状況に合わせて、いつでも相談できる「顧問FP」として、お客様とライフプラン、ファイナンシャルプランを共有し、その実現をサポートします。

★未来設計図(ライフ&マネープラン)作成★ HPより、お問合せください。



### ●総合資産管理サービス(110,000円~/年)

#### 【家計財産簿と資産総合分析】

ファミリーミッション実現のために戦略的な事業承継・円滑な財産移転等を提案。総合資産管理の視点でポートフォリオ分析、保障分析、相続分析を行います。

★家計財産簿、診断レポート付★ HPより、お問合せください。



### ●相続、資産と経営の相談

#### 人・企業の“夢・想い”をカタチに！

「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」  
～平野経営法務事務所～

- ・老後の暮らし
- ・遺言と相続
- ・プライベートバンキング (PB)
- ・経営サポート



暮らしと経営の資産コンシェルジュ  
**平野経営法務事務所**  
Hirano Management & Legal Office  
人・企業の“夢・想い”をカタチに！

<https://www.family-concierge.net>

